

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

奥州市「活力に満ちた風格のある都市づくり」計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

奥州市

3. 地域再生計画の区域

奥州市の一部

4. 地域再生計画の目標

岩手県内陸南部に位置する奥州市は、人口 128,106 人（平成 21 年 3 月 31 日現在）と県内第 2 の人口を有し、面積 993.35 km²と広大な面積を有している。

市内の中央部には北上川が流れその西側には胆沢川によって開かれた胆沢扇状地が広がり、水と緑に囲まれた散居のたたずまいが広がっている。また、北上川東側には、北上山地につながる田園地帯が広がり、東端部には、種山高原、阿原山高原が連なっており、地域全域が緑の溢れる豊富な自然に恵まれている。

このように地力に恵まれた広大な胆沢扇状地から産する稻作を中心として県内屈指の穀倉地帯を形成し豊かな自然と清らかな水から育まれた米は、岩手県南ひとめぼれとして平成 6 年から連續特 A と評価され、その稻わらを主食とする肉質日本一の前沢牛や食味と品質が最高位と賞賛される江刺リンゴが産出され全国各地から引き合いがきている。さらに伝統的工芸品である南部鉄器や岩谷堂筆筒を中心とする地場産業のブランド化への確立に向けた取り組みも行われている。

また、平泉の文化遺産の構成資産候補地が市内に点在し新たな観光資源としての注目を浴びている他、その歴史的遺産を背景に観光の一拠点として整備された「えさし藤原の郷」が NHK 大河ドラマ等のロケ地歴史公園として観光ルートに定着をしている。

さらに奥州市が東北の中心都市である仙台市と北東北の拠点的都市である盛岡市の中間に位置していることから中間的拠点都市として産業が集積し歴史・伝統・文化の重厚感漂う風格のある都市づくりを目指す上で、とりわけ住環境整備の促進が求められ、市は昭和 58 年度から周辺農村部において農業集落排水事業を、昭和 61 年度からは市街地で公共下水道事業を、昭和 63 年度からは合併浄化槽の個人設置型事業を開始しているが、平成 20 年度末の汚水処理人口普及率は、65.6% とまだまだ低い状況である。

こうした状況の中、平成 17 年度から平成 21 年度までを初期とした地域再生計画により汚水処理施設整備事業を実施し農業用水路や中小河川の水質を改善し、「産業の力みなぎるまちづくり」を展開してきたが、よりいっそう汚水処理施設の整備を促進することが必要である。

具体的には、都市部では、下水道の普及により水質改善や河川環境への関心も深まり快適で衛生的な生活や良好な居住空間が確保され、幼児から高齢者まで安心して居住できる空間を再生することができる。また、顕著な高齢化や定住人口の減少等も抱えており市街地内を流れる水路や堰等、地域の特徴を生かしながら、まちづくり交付金事業、宅地開発指導要綱、地区計画、建築協定などにより、秩序ある居住環境形成への誘導を行うとともに歴史的建造物が残っている地域の生活道路、小公園、防火施設などの総合的な整備を実施し、定住条件整備に取り組む。

また、農村部においては農業集落排水事業と浄化槽事業を推進し農業用水路や中小河川の水質改善を図ると共に、経営体育成基盤整備事業のほ場整備により都市部と農村部

の生活環境の差を是正することにより、若者の都市部への流出に歯止めをかけ、農業の担い手育成や集落営農につなげて、基幹産業である農業に関し効率の良い生産体制づくりを促進する。

こうしたまちの基盤整備や生活雑排水対策により、これまで進めてきたまちづくりを踏まえて、地域社会の繁栄の基礎である農林業、工業、商業それぞれの産業の力を一層増大させ、住民の働く場を確保し、歴史・伝統・文化資産を共有財産として適切に保存し交流人口や定住人口の増加を図るなど県内第2の「活力に満ちた風格のある都市づくり」を推進する。

- (目標1) 汚水処理施設の整備促進（汚水処理人口普及率を平成20年度末65.6%から平成26年度末74.7%に向上）
- (目標2) 農業生産額の向上（生産額を平成17年度11,301百万円から平成26年度には13,141百万円に増加）
- (目標3) 製造品出荷額の向上（出荷額を平成20年2,406億円から平成26年には2,789億円に増加）

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

市の公共下水道整備は、昭和61年度の事業着手以来、住宅が密集する中心市街地を中心に整備を進めてきたが事業認可拡大とともに、今後は特に水沢区の未整備地区である、北丑沢、多賀、北田、福原、大橋、佐倉河、羽田地区の住宅密集化に対応した整備促進により生活環境の改善を図る。

農業集落地域の環境整備を図る農業集落排水については、昭和58年度から事業着手以来、27地区の施設が完成し現在、江刺区の伊手町地区と前沢区の前沢北部地区の2箇所で事業を実施中である。

水沢区公共下水道事業計画区域内で事業認可区域以外においては、水洗化を希望する世帯に個人設置型浄化槽整備事業を取り入れ早期の水洗化促進を図るものとする。

さらに、集合処理区域以外については、本計画外事業として市営浄化槽事業（循環型社会形成推進交付金）で整備を促進し全ての世帯で何らかの手法により水洗化ができる状態を整え、現状65.6%とまだ低い汚水処理人口普及率を目標年度の平成26年度末までに74.7%まで向上させることを目標に、汚水処理施設整備交付金を活用し地域の状況に応じて効率的に整備する。

以上の「公共下水道」、「農業集落排水」、「浄化槽」の各汚水処理施設により、相互に連携を図りながら積極的に事業展開するとともに、宅地開発指導要綱、地区計画、建築協定などにより、総合的な整備を実施し、定住促進に取り組むとともに、経営体育成基盤整備事業や中山間地域の農業生産者への直接的支援等により、農業生産基盤整備も推進するものである。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道 平成21年11月に事業認可
- ・農業集落排水（前沢北部） 平成14年4月に、事業採択の通知を国より受けている。

・農業集落排水（伊手町） 平成20年1月に、事業採択の通知を国より受けている。

【事業主体】
いずれも奥州市

【施設の種類】
公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽（個人設置型）

【事業区域】	
・公共下水道	水沢区北丑沢地区、多賀地区、北田地区、福原地区、大橋地区、佐倉河及び羽田地区
・農業集落排水施設	江刺区伊手町地区
・浄化槽（個人設置型）	前沢区前沢北部地区 水沢区公共下水道計画区域内で認可区域外

【事業期間】	
・公共下水道	平成22年度～26年度
・農業集落排水施設（前沢北部）	平成22年度～24年度
・農業集落排水施設（伊手町）	平成22年度
・浄化槽（個人設置型）	平成22年度～26年度

【整備量】		
・公共下水道	φ 75～300	18,951 m
・農業集落排水施設	φ 150～200	2,265 m
・浄化槽		175 基
なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り		
・公共下水道	水沢区	3,690人
・農業集落排水施設	江刺区、前沢区	850人
・浄化槽（個人設置型）	水沢区	525人

【事業費】	
・公共下水道	事業費 1,966,000千円 (うち、交付金 983,000千円)
・農業集落排水施設	事業費 273,270千円 (うち、交付金 136,635千円)
・浄化槽（個人設置型）	事業費 79,785千円 (うち、交付金 26,595千円)
合 計	事業費 2,319,055千円 (うち、交付金 1,146,230千円)

5-3 その他の事業

・まちづくり交付金事業

住宅が密集し、生活道路や公園等の施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないことなどから、住環境の整備改善が必要な区域について、地区施

設、住宅等の整備を行い、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を図る。

・浄化槽市町村整備推進事業

　公共下水道計画区域外の生活排水対策の推進を図る。

・経営体育成基盤整備事業

　土地利用型農業のコスト低減と、経営の体質強化を図るため、生産基盤整備、土地利用調整組織及び生産組織の構築を図る。

・中山間地域の農業生産者への直接的支援

　高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工販売

6. 計画期間

平成 22 年度～26 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

　計画終了後に、4 に示す数値目標に照らして状況を評価し、公表する。

　また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、奥州市汚水処理施設計画と照らし、施設整備の状況について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し